障害者マークの勘違い

J J1S X A/池

以前にも書いたのですが、「障害者のための国際シンボルマーク」を個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。

障害のある方が、車に乗車していることを、周囲に知らせる程度の表示になりますが、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません、駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さいと、(財)日本障害者リハビリテーション協会が表明しています。

本来このマークーは、障害者が、あるいは障害者も利用出来る建物、施設、電車・バス等公共交通機関を表す物であり、表示には明確な基準・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」がある。

[http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/jyoubun.html]



国際シンボルマーク



道交法上の身体障害者標識

道路交通法第71条の6第2項では「普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。」となっています。

身体障害者(肢体不自由)の場合にはその障害の状態に応じて、運転補助装置付の車両である必要や、運転時に補装具を使用することなどがあります、その条件と一体となるものが、車への「身体障害者標識」、「聴覚障害者標識」の表示です。この「身体障害者標識」、「聴覚障害者標識」の他、「初心運転者標識」、「高齢運転者標識」は道路交通法で定める標識です。

初心運転者標識は、道路交通法第71条の5第1項並びに第2項で定められ、準中型自動車運転免許証を受けていた期間が通算して1年に達しないもの、普通自動車一種運転免許証免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものは、運転する車両の前後の視認性の高い部分(地上0.4 - 1.2m以内)に掲示する義務がある。

高齢運転者標識は、70歳以上の運転者が、運転する普通自動車に表示するもので、1997年の改正道路交通法で高齢者ドライバーを対象に新たに設けられた標識であり、当初は75歳以上に努力義務としていたが、2001年の改正で70歳以上となるも、その後、2008年に罰則有りの義務化されたが、反発が大きく翌2009年に努力義務に戻った。

身体障害者標識は、普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならないとなっていて、努力義務だ。

聴覚障害者標識は、2008年6月1日の道路交通法改正による聴覚障害者に係る免許の欠格事由の見直しに伴い導入された。

補聴器により補われた聴力を含めて、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものという、免許取得の従来の基準を満たさない者でも、運転する車種を限定した上で、「特定後写鏡」(ワイドミラー)を設置していることを条件に、車の運転を許可された者は、当該標識を、運転する車両の前後の視認性の高い部分(地上0.4-1.2メートル以内)に掲示して運転しなければならないとなっている。

2012年4月1日の改正まで運転できる車種は専ら人を運搬する構造の普通自動車と定められており、原動機付自転車、小型特殊自動車、貨物自動車の運転はできなかったが、原動機付自転車・貨物自動車については解禁されたが、取得できるのは普通免許と自動二輪免許だけであり、中型免許・大型免許などは取得できない。

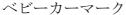


これ等の道交法で定められられたものとは別に、「ベビーカーマーク」、「マタニティマーク」とか「ヘルプマーク」というものも有ります。

ベビーカーマークは、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表していて、国土交通省の所管です。

マタニティマークは、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもので、厚生労働省の所管です。







マタニティマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された、東京都によるピクトグラムである。

令和元年8月20日現在、東京都・京都府・和歌山県・徳島県・青森県・奈良県・神奈川県・滋賀県・大阪府・岐阜県・栃木県・広島県・北海道・秋田県・愛媛県・島根県・兵庫県・鳥取県・静岡県・山梨県・三重県・香川県・長崎県・宮崎県・佐賀県・富山県・長野県・高知県・愛知県・埼玉県・岩手県・山形県・沖縄県・福島県・宮城県・山口県・石川県・茨城県・新潟県・群馬県(1都1道2府36県)で実施されている。(残念ながら、千葉、福井、岡山、福岡、熊本、大分、鹿児島の7県が、まだ、未対応です)



ヘルプマーク

これ等のマークの内、「初心運転者標識」、「高齢運転者標識」、「身体障害者標識」、「聴覚障害者標識」等を付けた車に対する妨害等は、道路交通法で罰則が定められていますが、そ

の他の「ベビーカーマーク」、「マタニティマーク」、「ヘルプマーク」を付けた人達には、 善意の行動が必要です。